

# 第113期 定時株主総会 招集ご通知



## 開催日時



2025年6月19日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 開催場所



大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号  
(大阪朝日生命館8階)  
朝日生命ホール

## 決議事項



- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容の一部改定の件

## 議決権行使期限

2025年6月18日（水曜日）午後5時まで

## 電子ギフトの贈呈について

事前にインターネットにより議決権行使いただいた株主様の中から抽選で500名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。詳しくは5ページをご確認ください。



本招集ご通知は、パソコン・スマートフォン等でも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/4114/>



お土産の配布および株主懇談会の開催はございません。

株式会社日本触媒

証券コード：4114

# 株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

日本触媒グループは、企業理念「**TechnoAmenity**～私たちはテクノロジーをもって、人と社会に豊かさと快適さを提供します」の実現を目指し、事業活動を行っております。そこには、単純に物質的な豊かさだけではなく、人々が精神的な面も含めて快適で心地よく、希望を持って暮らすことができる社会づくりに貢献するという想いが込められております。

企業理念の実現に向け、当社は2022年度からの3年間、2030年長期ビジョンで掲げた変革の基盤作りを進めてまいりました。注力する事業領域を絞り込み、人員増強、設備投資・M&A等のリソース投入を積極的に行った結果、事業の変革を実現するための基盤が整ってきたと考えております。

一方、化学業界では、インフレなどによるコスト増加や国内需要の低迷、アジアを中心とした需給軟化にともなう製品市況の悪化など、厳しい事業環境が継続し、前中期経営計画の利益目標は未達となりました。これまでの3年間を真摯に振り返り、見直すべき点を見直し、変革を着実に実行してまいります。

本年4月に公表した中期経営計画2027では、ソリューションズ事業にさらにリソースを投入し、事業ポートフォリオの変革実現を最優先課題として取り組みます。そして、2030年に向けた変革加速のステージとして、2027年度に営業利益+持分法投資損益350億円、ROE7%以上の達成を目指します。

これまで以上に事業環境が変化する中、当社の強みである結束力を発揮し、全社一丸となって変革を推し進めてまいります。そして、長期ビジョン「TechnoAmenity for the future」のもと、人と社会の将来のため、株主の皆様をはじめ、社内外のステークホルダーとの対話を重ね、持続可能な社会の実現と企業価値向上を目指します。

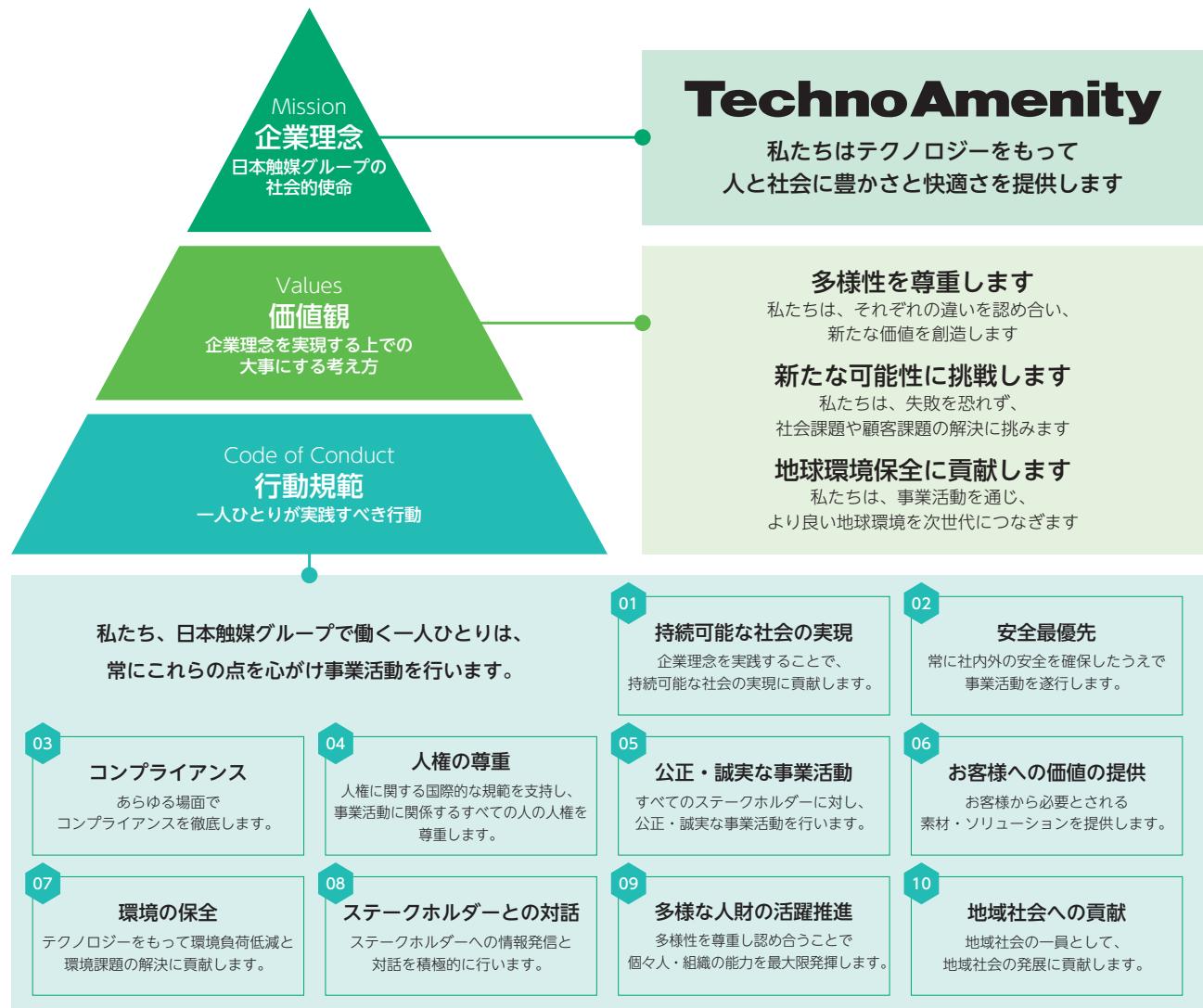
当期の期末配当金につきましては、1株につき60円としてご承認をいただきたく存じます。これにより、中間期とあわせた年間配当金は114円となり、すでに公表している株主還元方針のとおり配当性向は100%となります。引き続き、積極的な株主還元に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役社長

野田 和宏

# 企業理念体系と社是



社是 「安全が生産に優先する」

(証券コード 4114)  
(発送日) 2025年5月29日  
(電子提供措置の開始日) 2025年5月22日

## 株主各位

大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

**株式会社日本触媒**

代表取締役社長 野田和宏

## 第113期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

■ 当社ウェブサイト

<https://www.shokubai.co.jp/ja/ir/stock/shareholder/>



■ 株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4114/teiji/>



■ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本触媒」または「コード」に当社証券コード「4114」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、2025年6月18日（水曜日）午後5時までに議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）により議決権をご行使いただくか、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記日時までに到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

1. 日 時	2025年6月19日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号（大阪朝日生命館8階）朝日生命ホール
3. 目的事項	<p><b>報告事項</b> 1. 第113期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人および監査役会の第113期連結計算書類監査結果報告の件</p> <p><b>決議事項</b> <b>第1号議案</b> 剰余金処分の件 <b>第2号議案</b> 取締役8名選任の件 <b>第3号議案</b> 監査役1名選任の件 <b>第4号議案</b> 取締役に対する業績運動型株式報酬等の額および内容の一部改定の件</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- お土産の配布および株主懇談会の開催はございません。何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ・事業報告の「会社の体制および方針」
  - ・連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 電子提供措置事項を修正する必要が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項の内容を掲載させていただきます。
- 当社では、紙資源の削減と議決権行使いただくうえで必要な情報提供を両立するため、書面交付請求をされていない株主様には、株主総会参考書類および事業報告の一部を抜粋した資料（サマリー版）をお送りしております。電子提供措置事項（交付書面に記載しない事項を除く）を書面で受領することをご希望の株主様におかれましては、当社基準日までに書面交付請求のお手続きをお願い申しあげます。

**【電子提供制度・書面交付請求に関するお問い合わせ先】**

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電子提供制度専用ダイヤル

**0120-696-505** (通話料無料) 受付時間：土・日・祝日を除く平日9時～17時

# 議決権行使の方法についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の3つの方法により議決権行使いただきますようお願い申しあげます。

詳細は、次ページをご覧ください。

## 株主総会にご出席の場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 開催日時

2025年  
6月19日 (木曜日)  
午前10時 (受付開始: 午前9時)

## インターネットによる 行使の場合



当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

### 行使期限

2025年  
6月18日 (水曜日)  
午後5時入力完了分まで

## 書面による行使の場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

### 行使期限

2025年  
6月18日 (水曜日)  
午後5時到着分まで

## 電子ギフトの贈呈について

事前にインターネットにより議決権行使いただいた株主様の中から、議案の賛否にかかわらず、抽選で500名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトへ遷移しますので、アンケートにご回答いただいたうえで、必要事項を記入しご応募ください。当選された方には株主総会後2週間程度で当選通知が届きますので、ギフト受取サイトにてお好きなギフトをお受け取りください。

### 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 議案に対する賛否の表示が無い場合の取り扱い

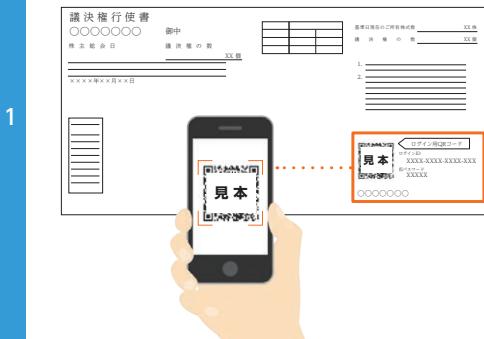
書面により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。

### 「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

■インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

■パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）  
0120-173-027（通話料無料）受付時間 9:00～21:00

## 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

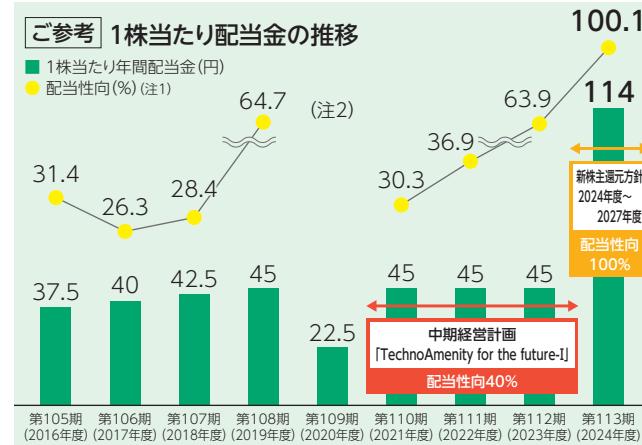
### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の最重要課題と位置付け、企業価値向上に向けた事業拡大や企業体質強化などを総合的に勘案しつつ、安定的な利益配分を実施することを基本方針としております。配当については、配当性向等を考慮しつつ中長期的な水準向上を目指しております。

なお、2024年度から2027年度の4期間においては、資本効率性をより一層重視した財務戦略への転換、レバーレッジ水準の最適化のため、株主資本の更なる積み増しを抑制するとともに、十分な成長投資、競争力維持投資の財源を確保しつつ株主還元の一層の拡大と安定化を図ることを目的に配当性向100%またはDOE（株主資本配当率）2.0%のいずれか大きい金額を目安に配当を実施する方針です。

上記の基本方針のもと、当期の期末配当につきましては、経営環境、業績ならびに今後の事業展開を勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき54円をお支払いしておりますので、当期の年間の配当金は1株につき114円となり過去最高となります。

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき <b>60円</b> 総額 <b>9,101,527,680円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月20日



(注) 1. 当社は第107期より国際財務報告基準(IFRS)を適用しており、第106期以前の配当性向は日本基準に基づいて算出しております。  
2. 第109期の配当性向については、当該期損失となつたため該当がありません。  
3. 当社は2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、1株当たり年間配当金については、株式分割の影響を考慮した換算後の金額を記載しております。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

現取締役全員8名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	取締役会出席状況	候補者属性
1	の 野 田 和 宏	ひろ 代表取締役社長 社長執行役員	—	15/15回	再任
2	たか 高 木 邦 明	あき 取締役 常務執行役員	事務部門管掌	15/15回	再任
3	すみ 住 田 康 隆	たか 取締役 常務執行役員	事業創出部門管掌、コーポレート研究本部担当、 健康・医療事業推進本部担当、 新規事業推進本部担当、R&D統括部担当、 プロセス触媒研究部担当	15/15回	再任
4	まつ 松 本 行 弘	ひろ 取締役 常務執行役員	生産・技術部門管掌、DX推進本部担当、 レスポンシブル・ケア本部担当、 イオネル事業化プロジェクト本部担当、 インドネシアプロジェクト担当	15/15回	再任
5	こも 薦 田 健二郎	じ ろう 上席執行役員	事業企画本部担当	—	新任
6	せ と せん 戸 口 哲 夫	お 取締役 (社外)	—	15/15回	再任 <span style="background-color: red; color: white; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: lightblue; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>
7	さくら 櫻 井 美 幸	ゆき 取締役 (社外)	—	15/15回	再任 <span style="background-color: red; color: white; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: lightblue; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>
8	いけ 池 田 安希子	あ き こ 取締役 (社外)	—	10/11回	再任 <span style="background-color: red; color: white; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: lightblue; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>

再任

再任候補者

新任

新任候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

## 株主総会参考書類

候補者番号

1

の だ か ず ひ ろ

野田 和宏

(1963年1月21日生)

再 任

当事業年度における取締役会出席状況 15/15回

所有する当社株式の数 16,800株

在任年数（本総会終結時） 5年



### 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2005年 4月 吸水性樹脂営業部長
- 2011年 4月 経営企画室部長
- 2015年 4月 経営企画室副室長兼関連事業統括部長
- 2017年 4月 吸水性樹脂事業部長
- 2018年 6月 執行役員
- 2020年 6月 取締役常務執行役員 経営企画室長
- 2022年 6月 代表取締役社長 社長執行役員（現任）

### 取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役社長として、中期経営計画の策定・実行に取り組むなど、当社経営の中核を担い、牽引してきました。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

たか ぎ くにあき

2

高木 邦明

(1963年5月19日生)

再 任

当事業年度における取締役会出席状況	15/15回
所有する当社株式の数	14,000株
在任年数（本総会終結時）	5年



### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年 4月 住友化学工業(株)（現 住友化学(株)）入社

現在の担当 /

事務部門管掌

2019年 4月 当社嘱託

2019年 5月 総務人事本部長

2019年 6月 執行役員

2020年 6月 取締役常務執行役員（現任）

### 取締役候補者とした理由

同氏は、事務部門や海外駐在を中心とした長年の経験を通じ、コーポレート・ガバナンス体制の強化およびグローバルな視点に基づく経営戦略の実行等に取り組んできました。また、事務部門の管掌執行役員として、人財戦略の策定・実行に関し中心的な役割を果たすなど、組織の変革への取り組みを推進しております。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

## 株主総会参考書類

候補者番号

すみだ やすたか

3

住田 康隆

(1963年10月4日生)

再任

当事業年度における取締役会出席状況	15/15回
所有する当社株式の数	13,268株
在任年数（本総会終結時）	4年



### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社  
2017年 4月 研究センター長  
2020年 4月 事業創出本部長  
2020年 6月 執行役員  
2021年 6月 取締役常務執行役員（現任）

### 現在の担当 /

事業創出部門管掌  
コーポレート研究本部担当  
健康・医療事業推進本部担当  
新規事業推進本部担当  
R&D統括部担当  
プロセス触媒研究部担当

### 取締役候補者とした理由

同氏は、研究開発部門を中心とした長年の経験を通じ、研究開発力の強化およびオープンイノベーションの推進等に取り組んできました。また、事業創出部門の管掌執行役員として、新規事業・新規製品の創出加速の取り組みやカーボンニュートラルに向けた研究開発を推進しております。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

まつもと ゆきひろ

4

松本 行弘

(1964年1月24日生)

再 任

当事業年度における取締役会出席状況	15/15回
所有する当社株式の数	18,600株
在任年数（本総会終結時）	2年



### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1988年 4月	当社入社
2004年 7月	シンガポール・アクリリック PTE LTD 副社長 シンガポール・グレーシャル・アクリリック PTE. LTD. (現 ニッポンショクバイ（アジア）PTE. LTD.) 副社長
2009年 4月	姫路製造所技術部長
2014年 4月	生産本部長
2016年 4月	経営企画室長
2016年 6月	取締役執行役員
2020年 6月	常務執行役員 姫路製造所長
2022年 6月	生産本部長
2023年 6月	取締役常務執行役員（現任）

### 現在の担当

生産・技術部門管掌  
DX推進本部担当  
レスポンシブル・ケア本部担当  
イオネル事業化プロジェクト本部担当  
インドネシアプロジェクト担当

### 取締役候補者とした理由

同氏は、生産・技術部門や海外駐在を中心とした長年の経験を通じ、国内外の製造拠点の立ち上げおよびレスポンシブル・ケアの推進等に取り組んできました。また、生産・技術部門の管掌執行役員として、アクリル事業および吸水性樹脂事業における高効率生産技術の導入等による生産性の向上やグローバルでの生産・供給体制の強化に向けた取り組みを推進しております。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

## 株主総会参考書類

候補者番号

5

こもだ けんじろう

薦田 健二郎

(1962年10月27日生)

新任

当事業年度における取締役会出席状況

—

所有する当社株式の数

7,232株

在任年数（本総会終結時）

—



### 略歴、地位および重要な兼職の状況

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| 1986年 4月 | 当社入社                       |
| 2005年 7月 | ニッポンショクバイ（アジア）PTE. LTD. 社長 |
| 2010年 4月 | 機能性エステル営業部長                |
| 2013年 4月 | 機能性アクリレート営業部長              |
| 2017年 4月 | 中日合成化學股份有限公司社長             |
| 2020年 4月 | 事業企画開発部長                   |
| 2022年 4月 | 事業企画本部長                    |
| 2022年 6月 | 執行役員                       |
| 2025年 4月 | 上席執行役員（現任）                 |

### 現在の担当

事業企画本部担当

### 取締役候補者とした理由

同氏は、事業部門や海外駐在を中心とした長年の経験を通じ、収益基盤の強化および海外事業の成長戦略の実行等に取り組んできました。また、事業企画本部の担当上席執行役員として、事業戦略およびグループ経営戦略の策定・実行に向けた取り組みを推進しております。このような実績をもとに、適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

せ と ぐち てつ お

瀬戸口 哲夫

(1957年2月17日生)

再 任

社外取締役

独立役員

当事業年度における取締役会出席状況

15/15回

所有する当社株式の数

0株

在任年数 (本総会終結時)

7年



### 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 大阪ガス㈱入社
- 2015年 4月 同社代表取締役副社長執行役員
- 2018年 4月 同社取締役
- 2018年 6月 当社社外取締役 (現任)  
大阪ガス㈱顧問
- 2020年 4月 大阪ガス都市開発㈱取締役会長
- 2021年 6月 讀賣テレビ放送㈱ (現 読売テレビ放送㈱) 社外監査役 (現任)
- 2022年 4月 (株)オージス総研取締役会長

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、これまでの当社における社外取締役としての実績に加え、公益性の高い企業、製造業である企業における経営者としての豊富な経験をもとに、今後とも当社経営に資する有用な意見と提言および独立した立場からの監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

## 株主総会参考書類

候補者番号

7

さくら い み ゆ き

櫻井 美幸

(1964年12月15日生)

再 任

社外取締役

独立役員

当事業年度における取締役会出席状況

15/15回

所有する当社株式の数

0株

在任年数（本総会終結時）

5年



### 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1992年 4月 弁護士登録  
西村法律会計事務所入所
- 2003年 5月 花水木法律事務所共同経営（現任）
- 2015年 3月 公益財団法人日本生命財団監事（現任）
- 2016年 4月 国立大学法人大阪大学監事
- 2017年 6月 日本新薬(株)社外取締役（現任）
- 2020年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2022年 6月 (株)MBSメディアホールディングス社外監査役（現任）

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、これまでの当社における社外取締役としての実績に加え、弁護士としての高度の専門性と豊富な経験ならびに他社の社外取締役としての実績をもとに、今後とも当社経営に資する有用な意見と提言および独立した立場からの監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断しております。

候補者番号

8

いけ だ あ き こ  
池田 安希子

(1960年7月26日生)

再 任

社外取締役

独立役員

当事業年度における取締役会出席状況

10/11回

所有する当社株式の数

0株

在任年数 (本総会終結時)

1年



### 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 (株)大丸 (現 (株)大丸松坂屋百貨店) 入社
- 2003年 4月 (株)イトーヨーカ堂入社
- 2011年 3月 同社執行役員
- 2016年 4月 (株)ジョリーパスタ代表取締役社長
- 2017年 6月 (株)ココスジャパン代表取締役社長
- 2019年 4月 岡本(株)取締役
- 2023年 1月 くら寿司(株)社外取締役
- 2024年 6月 当社社外取締役 (現任)  
(株)J-オイルミルズ社外取締役 (現任)

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、これまでの当社における社外取締役としての実績に加え、企業における経営者および営業・マーケティングや人財マネジメント分野における豊富な経験ならびに他社の社外取締役としての実績をもとに、今後とも当社経営に資する有用な意見と提言および独立した立場からの監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

## 株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 瀬戸口哲夫、櫻井美幸、池田安希子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 現在、瀬戸口哲夫、櫻井美幸、池田安希子の各氏と当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏が再任された場合、各氏と当社との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合の損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなるとともに、その任期中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。
5. 瀬戸口哲夫、櫻井美幸、池田安希子の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める独立性判断基準（21ページに掲載）を満たしております。当社は瀬戸口哲夫、櫻井美幸、池田安希子の各氏を独立役員と指定し、同取引所に届け出ており、各氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 現在、瀬戸口哲夫氏が2025年3月まで顧問を務めていた大阪ガス株式会社と当社との間には、同社からのガスの購入等、売買取引が存在しておりますが、工場の運営に不可欠な一般必需品の購入であり、かつ直近3事業年度の平均取引金額が同社の連結売上高に比して僅少（0.4%未満）であります。また、同氏が2025年3月まで取締役会長を務めていた株式会社オージス総研から役務提供を受け対価を支払っておりますが、直近3事業年度の平均合計金額が同社の売上高に比して僅少（0.1%未満）であります。そのため、いずれも同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
7. 瀬戸口哲夫氏は、2025年6月に読売テレビ放送株式会社の社外監査役を退任する予定であります。
8. 櫻井美幸氏は、2025年6月に日本新薬株式会社の社外取締役を退任する予定であります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役4名のうち和田輝久氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

た ばた あつ し	田畠 敦士	(1966年11月11日生)	
<b>新 任</b>			
当事業年度における取締役会出席状況	—	—	
当事業年度における監査役会出席状況	—	—	
所有する当社株式の数	400株	—	
在任年数（本総会終結時）	—	—	

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社  
2018年 10月 総務部長  
2021年 4月 法務部長  
2022年 4月 総務人事本部長  
2025年 4月 監査役付主幹部員（現任）

### 監査役候補者とした理由

同氏は、総務人事部門における豊富な経験をもとに、取締役会に有益な意見を述べること、および経営執行等の適法性について適切に監査を行うことができると判断し、監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 田畠敦士氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合の損害を、当該保険契約により墳補することとしております。田畠敦士氏が監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなるとともに、その任期中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。

## 株主総会参考書類

### ご参考 取締役・監査役の専門性と経験（第113期定時株主総会終結後の予定）

	氏名	企業経営・経営戦略	国際性	サステナビリティ	コンプライアンス・ガバナンス	財務・会計	生産技術・研究開発	営業・マーケティング	その他
取締役	野田 和宏	●	●			●			
	高木 邦明		●		●	●			
	住田 康隆			●			●		(知的財産)
	松本 行弘	●					●		(DX)
	薦田 健二郎	●	●					●	
	瀬戸口 哲夫	●	●					●	
	櫻井 美幸				●				(内部統制・監査)
	池田 安希子	●						●	(事業開発)
監査役	小林 高史	●	●			●			
	田畠 敦士				●				(人事)
	高橋 司				●				
	村井 一雅			●		●			

- (注) 1. 上記一覧表は、各人の有する専門性と経験のうち主なもの最大3つに●印をつけています。  
 2. DXとはデジタル・トランスフォーメーションの略語であります。

各専門性と経験の選定理由は以下のとおりです。

項目	選定理由
企業経営・経営戦略	グループ企業理念「 <b>TechnoAmenity</b> ～私たちはテクノロジーをもって人と社会に豊かさと快適さを提供します」の実践を通じて、当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値向上のための経営戦略を策定・推進するためには、企業経営・経営戦略に関する専門性と経験が求められるため
国際性	グローバルな視点で経営戦略を策定・推進するためには、国際性に関する専門性と経験が求められるため
サステナビリティ	当社が事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献し、グループ企業理念を実践するためには、サステナビリティに関する専門性と経験が求められるため
コンプライアンス・ガバナンス	当社の持続的な成長を支える基盤としての、コンプライアンスの推進およびコーポレート・ガバナンスの実効性向上のためには、コンプライアンス・ガバナンスに関する専門性と経験が求められるため
財務・会計	適正な財務報告を行うことはもとより、成長投資、競争力維持投資、株主還元の最適なバランスを取った資本政策を策定・推進するためには、財務・会計に関する専門性と経験が求められるため
生産技術・研究開発	長期ビジョン「TechnoAmenity for the future」のもと、当社グループの強みである高い技術力を活かして、多様な顧客課題にソリューションを提供するためには、生産技術・研究開発に関する専門性と経験が求められるため
営業・マーケティング	ソリューションズ事業の強化に向けて、市場ニーズを把握し、顧客視点での課題解決を実現するためには、営業・マーケティングに関する専門性と経験が求められるため

### ご参考

### 独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（その候補者も含み、以下あわせて「社外役員」という）の独立性基準を定め、社外役員が以下のいずれの事項にも該当しない場合は十分な独立性を有していると判断します。

1. 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の出身者(注1)
  2. 当社の主要株主(注2)またはその業務執行者
  3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
    - (1) 当社グループの主要な取引先(注3)
    - (2) 当社グループの主要な借入先(注4)
    - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
  4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
  5. 当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
  6. 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者(注6)
  7. 社外役員の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者
  8. 配偶者および二親等内の親族が上記1から7までのいずれかに該当する者（ただし重要な者(注8)に限る）
  9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
  10. その他、当社と恒常に実質的な利益相反関係が生じるおそれがあると合理的に判断される者
- (注1) 現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（以下本基準において「業務執行者」という）および過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
- (注2) 当社の直近3事業年度末の平均値で、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- (注3) 当社グループの製品等の販売先であって、直近3事業年度の平均取引金額が当社の連結売上高の2%を超えるものまたは、当社グループの製品等の仕入先であって、直近3事業年度の平均取引金額が相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- (注4) 当社グループが借り入れを行っている金融機関等であって、直近3事業年度末の平均借入金残高が当社の連結総資産または当該金融機関等の連結総資産の2%を超える場合をいう。
- (注5) (i) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）の直近3事業年度の平均合計金額が、年間1,000万円を超えるときを多額という。  
(ii) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の直近3事業年度の平均合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。
- (注6) 当社グループから直近3事業年度の平均合計金額が年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者をいう。当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の直近3事業年度の平均合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。
- (注7) 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
- (注8) 取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者をいう。

## 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容の一部改定の件

### 1 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、2022年度より導入しております当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下同様とします）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます）の一部改定のご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記「3.改定後の本制度における報酬等の額・内容等」に記載の枠内で、当社取締役会に一任いただきたく存じます。

本改定は、当社の中期経営計画の実現に向けて、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること、および取締役の在任中に株式を交付し、退任までの譲渡制限を付することで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。

なお、当社は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、2025年5月13日開催の取締役会において新たな取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、その概要は29ページから30ページに記載のとおりであります。本議案は、当該決定方針に沿った取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容であり、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会において審議したうえで、取締役会において決定していることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されると、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

#### （ご参考）

本制度は、当社の執行役員も対象として同一の信託を使用しております。本議案が原案どおり承認可決された場合、執行役員に係る本制度の内容についても一部改定を行います。一部改定の概要につきましては、2025年5月13日付適時開示「業績連動型株式報酬制度の一部改定および継続に関するお知らせ」をご参照ください。なお、当社の執行役員に係る報酬額および株式数は本議案の対象としておりません。

## 株主総会参考書類

### 2 本制度の改定内容

本制度は、本総会において承認を得ることを条件として、従前の本制度から以下の点を改定します。詳細は、下記「3.改定後の本制度における報酬等の額・内容等」をご参照ください。

(本制度の主な改定事項)

項目	改定前	改定後
名称	役員向け株式給付信託	役員向け株式給付信託（RS交付型）
当社が拠出する金員の上限	63百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額。対象期間である3事業年度における上限額は189百万円	77百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額。対象期間である3事業年度における上限額は231百万円
取締役に交付する当社株式（付与ポイント数）の上限	9,600ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数に相当する株式数。対象期間である3事業年度に付与するポイント数の上限は28,800ポイント（28,800株相当）	35,100ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数に相当する株式数。対象期間である3事業年度に付与するポイント数の上限は105,300ポイント（105,300株相当）
取締役に交付する当社株式の算定方法	・役位に応じて定まる「固定ポイント」および中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて定まる「業績連動ポイント」を付与 ・業績指標は、中期経営計画で掲げる「営業利益」および「連結ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）」とし、業績目標の達成度に応じて0～150%で変動	・役位および中期経営計画に掲げる業績目標達成に向けた各事業年度の達成度に応じて定まるポイントを付与（業績連動ポイントのみに変更） ・業績指標は、中期経営計画で掲げる「ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）」、「当期利益」および「ROIC（投下資本利益率）」とし、業績目標の達成度に応じて30～100%で変動
取締役に対する当社株式の交付時期	原則として、取締役の退任時	原則として、各事業年度の業績確定後、一定の場合を除き、譲渡制限契約を締結のうえ、付与されたポイントの数に応じた当社株式を交付（譲渡制限の解除時期は取締役の退任時）

（注） 下線部は改定部分を示します。

### 3 改定後の本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（以下、「本信託」といいます）が当社株式を取得し、当社が定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます）に基づいて、取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価に相当する金銭（以下、「当社株式等」といいます）を、本信託を通じて、取締役に交付および給付（以下、「当社株式等の給付」といいます）する株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として各事業年度の業績確定後とし、取締役が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、交付前に当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結のうえ、退任時までの譲渡制限を付すこととします（詳細については下記（7）のとおりとします）。

また、改定前の本制度において、取締役に付与済みのポイントについては、本総会での承認を条件に、本総会後、当社が別途定める時期に付与済みのポイント数に相当する当社株式の交付を受けることとします。なお、取締役に交付される当該当社株式についても、交付前に当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結のうえ、退任時までの譲渡制限を付すこととします。

#### (2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を除く）（注）

（注） 国内非居住者を除く。

#### (3) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は、原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する期間（以下、「対象期間」といいます）とし、改定後の当初の対象期間は、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「本対象期間」といいます）とします。

また、本対象期間の経過後に開始する対象期間は、中期経営計画に対応する3事業年度（取締役会で別途3事業年度を超える期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間とします。

#### (4) 信託期間

2022年8月16日から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします）。なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

## 株主総会参考書類

### (5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限額

本総会で、本制度の改定をご承認いただくことを条件として、当社は、対象期間に対応する本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として77百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（本対象期間（3事業年度）について231百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします（注）。

また、本対象期間経過後は、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに77百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間（本対象期間を含む）において取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する交付未了のものを除きます）および金銭（以下、あわせて「残存株式等」といいます）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、各上限額の範囲内とします。

なお、当社は、本対象期間中を含む対象期間中、当該対象期間における拠出金額の合計が上述の各上限額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

（注） 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

### (6) 取締役に交付する当社株式の算定方法および上限

取締役には、対象期間の各事業年度において、株式給付規程に基づき、役位および中期経営計画に掲げる業績目標に対する各事業年度の達成度に応じて定まるポイントが付与されます。

対象期間中に取締役に対して付与されるポイント数の合計は、35,100ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数（本対象期間（3事業年度）については105,300ポイント）を上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役に対する株式交付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします）。そのため、各対象期間において本信託が取得し取締役に交付する株式数の合計は、35,100株に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた株数（本対象期間（3事業年度）については105,300株）を上限とします。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(ポイント算定式)

基準株式数（注1）×在任月数（注2）÷12か月×業績運動係数（注3）

- (注1) 原則として、各事業年度の3月末日における取締役の役位に応じたポイントとします。ただし、事業年度中に役位の変更があった場合にはそれぞれの役位における在任月数を按分してポイントを付与するものとします。
- (注2) 在任期間に1か月に満たない日数が存する場合は、繰り上げて1か月とします。
- (注3) 業績運動係数は、中期経営計画に基づき設定した業績目標達成に向けた各事業年度の達成度に応じて30～100%で変動します。業績目標の達成度を評価する業績指標は、対象となる中期経営計画毎に決定します。本対象期間における業績指標は、中期経営計画で掲げる「ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）」、「当期利益」および「ROIC（投下資本利益率）」とします。

#### **(7) 取締役に対する当社株式等の給付**

原則として、各事業年度の業績確定後、下記「4.取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約」に記載の譲渡制限契約の締結を含めた株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、本制度に基づき付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。

ただし、各事業年度中に取締役が退任する場合や、各事業年度終了後、株式交付までに退任を予定している場合等については、譲渡制限を付さず、受益者確定手続きを行うことにより、付与ポイント数に応じた当社株式を交付します。なお、この場合、70%に相当する数の当社株式を交付するとともに、30%に相当する数の当社株式については、当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を本信託から給付します。また、対象期間中に取締役が死亡した場合や、海外赴任等により国内非居住者となることが合理的に見込まれる場合等についても、譲渡制限を付さず、付与ポイント数に応じた当社株式の時価相当額の金銭を本信託から給付します。いずれの場合においても、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

#### **(8) 本信託による当社株式の取得方法**

本信託による当社株式の取得は、上記（5）の信託金の上限額および上記（6）の取締役に交付する株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

#### **(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使**

本信託内にある当社株式（すなわち、上記（7）により取締役に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は一律不行使とします。

#### **(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い**

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

## 株主総会参考書類

### (11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点でお任する取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締役と利害関係のない公益法人等に寄付することを予定しています。

### (12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出のつど、取締役会において定めます。

## 4 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

取締役が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、当社株式の交付に先立ち、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます）を締結するものとします（取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします）。

ただし、株式交付時において、株式給付規程に定める一定要件を満たす場合においては、譲渡制限を付さずに当社株式を交付することができます（詳細は、上記「3.改定後の本制度における報酬等の額・内容等」の（7）をご参照ください）。

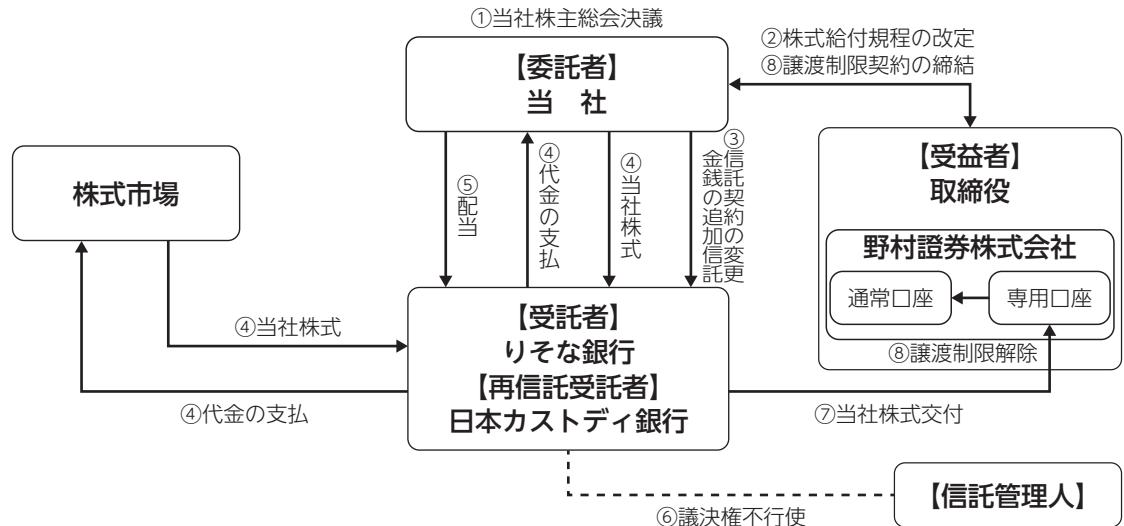
（本譲渡制限契約の主な内容）

- ① 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から取締役が退任した（死亡による退任を含む。以下同じ）日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます）、第三者への譲渡、担保権の設定その他の一切の処分をしてはならないこと
- ② 譲渡制限期間中、取締役が任期満了その他の正当な事由により、取締役を退任した場合には、当該退任時点において取締役が保有する当該株式について当該退任の直後の時点に譲渡制限を解除すること
- ③ 一定の事由が生じた場合（取締役が解任された場合または在任中に一定の非違行為があったと当社が認めた場合等）には当社が当該株式を無償で取得すること
- ④ 譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会または取締役会で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該承認の日の前営業日の直前時をもって、取締役が保有する当該株式の譲渡制限を解除することがあること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

以上

(ご参考：本制度の仕組み)



- ① 当社は、本総会において、本制度の一部改定に関する承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度に基づき株式給付規程を改定します。
- ③ 当社は、既存の本信託契約を変更し、必要に応じて、本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて行使しないものとします。
- ⑦ 取締役に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位および業績達成度に応じて、事業年度毎にポイントが付与され、各事業年度の業績確定後に株式給付規程に定める一定の受益者要件（下記⑧の譲渡制限契約の締結も含む）を満たした取締役に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を交付し、野村證券株式会社に開設した専用口座で管理します。
- ⑧ 交付される当社株式については、原則として、当社と取締役との間で、交付日から取締役の退任日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。当社は、取締役の退任時に、交付した当社株式の譲渡制限を解除します（譲渡制限が解除されなかった当社株式については、当社が無償で取得します）。

# 株主総会参考書類

## (ご参考)

### 当社の新たな取締役の報酬等の決定方針（概要）

第4号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容の一部改定の件」が原案どおり承認可決された場合における、当社の新たな取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の概要は以下のとおりです。

#### 1 基本方針

- ・企業理念を実践し、持続的な企業価値の向上を図るうえでインセンティブを与えること
- ・業績ならびに責任に応じて株主と利害を共有する報酬体系とすること
- ・当社の業績、従業員給与水準、他社水準を踏まえた適正な報酬水準とすること
- ・委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ることで、透明性と公正性を確保すること

#### 2 報酬構成

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬の基本報酬、業績連動報酬の賞与および株式報酬から構成され、それぞれ下記（1）～（3）の方針に基づき決定されます。基本報酬、賞与、株式報酬の割合は、概ね55%、30%、15%を目安としますが、会社業績、株式市況、各個人の業績目標の達成度合い等に応じて変動します。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬の基本報酬のみを支給いたします。

##### （1）基本報酬

- ・役位、職責に応じて、月例で支給する金銭報酬とする。
- ・社外取締役の報酬は、当社役員の水準、他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

##### （2）賞与

- ・事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、毎年の定時株主総会後、一定の時期に支給する金銭報酬とする。
- ・評価指標は、KPI（業績評価指標）である「営業利益率」と「営業利益」の達成度および個人業績目標の達成度とし、各達成度評価による加減の幅は、KPIは70～110%の範囲、個人業績目標は80～120%の範囲とする。また、各評価指標の評価ウエイトは、「営業利益率」25%、「営業利益」25%、「個人業績目標の達成度」50%とする。
- ・著しい減益（赤字等）の場合には、取締役会の決議により賞与を減額することができるものとする。

### (3) 株式報酬

- ・中期経営計画の目標達成に向けたインセンティブ向上と株式価値との連動性向上を目的とし、毎年度終了後に譲渡制限付株式を交付する。
- ・株式給付信託（RS交付型）の仕組みを活用し、株式給付規程に従い、役位ならびに中期経営計画の達成度と連動して付与されるポイントを付与する。
- ・上記ポイントは、役員別の標準ポイントに対し、KPIとして設定した中期経営計画の達成度に応じて、所定の算式に基づき算定される。
- ・算定に用いるKPIは「ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）」、「当期利益」および「ROIC（投下資本利益率）」とし、評価ウエイトは、「ROE」40%、「当期利益」40%および「ROIC」20%とする。また、各達成度による加減の幅は、標準額の30%～100%の範囲とする。

## 3 報酬決定プロセス

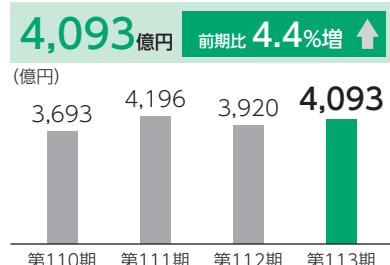
- ・当社は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しており、同委員会において、取締役の報酬の決定方針・制度および課題等、ならびに水準の妥当性を審議し、取締役会に対して答申を行っております。
- ・取締役会は、同委員会の答申を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針、および株主総会で承認された報酬額の枠内で取締役の報酬等の内容を決定しております。なお、株式報酬を除く取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長が、取締役会の決定により一任を受けたうえで、同委員会の答申の内容を踏まえて決定することとしています。

# 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

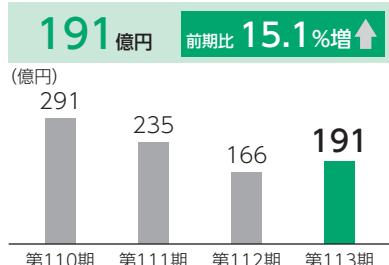
## 1 当社グループの現況に関する事項

### 1. 事業の経過および成果

#### 売上収益



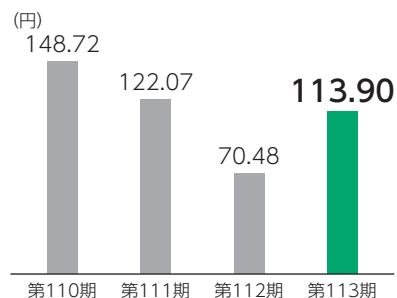
#### 営業利益



#### 親会社の所有者に帰属する当期利益



#### 基本的1株当たり当期利益



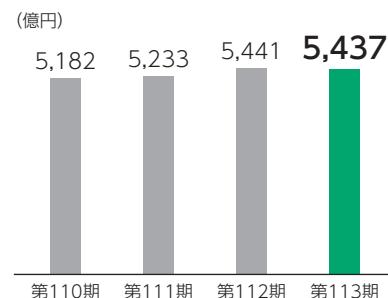
#### ROA (資産合計税引前利益率)

#### ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率)

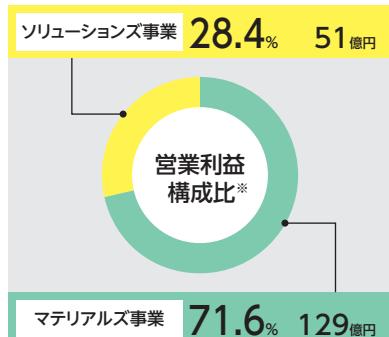
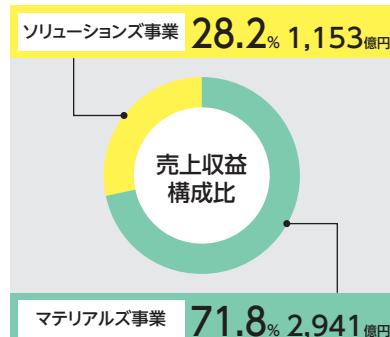
● ROA ● ROE (%)



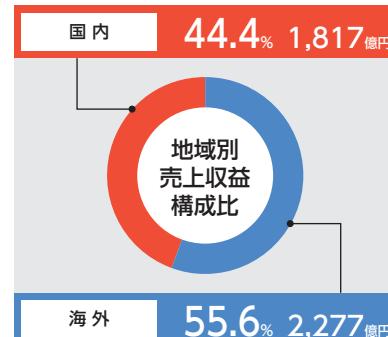
#### 資産合計



※当社は、2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第110期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。



\*調整額10億円(セグメント間取引消去、各セグメントに配分していない全社損益)を除く。



当期における世界経済は、全体としては緩やかに成長しましたが、各国の景気動向、インフレ鎮静化および個人消費動向等にはばらつきがみられました。

米国においては、堅調な経済成長のもと、良好な所得環境が個人消費を下支えしました。欧州においては、製造業の不振継続により景気回復は足踏み状態が続いているものの、インフレ率の低下に伴い個人消費は緩やかに回復しました。中国においては、景気刺激策の規模拡大等により内需回復の動きが見られたものの、製品輸出や不動産市場の低迷継続により、経済成長は足踏み状態となりました。

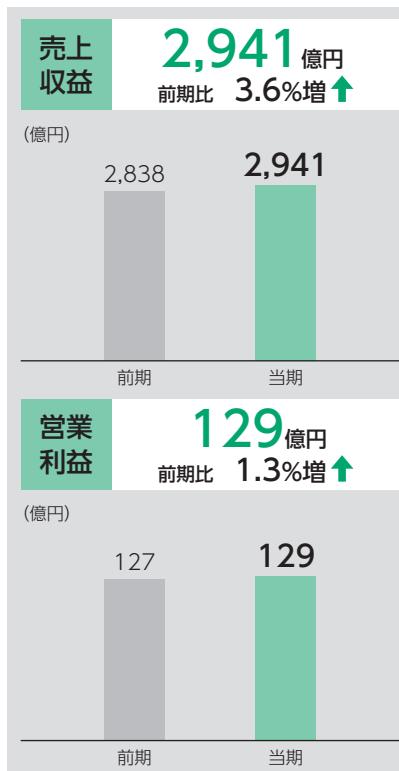
日本経済は、企業収益の改善や賃金上昇の動きが見られたものの、物価上昇の影響を受け、個人消費は力強さを欠いた状態が続きました。

このような状況のもと、当社グループの当期の売上収益は、販売数量の増加に加えて、原料価格上昇および円安進行に伴う販売価格の上昇等により、前期に比べて173億3千6百万円増収（4.4%）の4,093億4千6百万円となりました。

利益面につきましては、海上輸送費の上昇や研究費の増加等により販売費及び一般管理費が増加したものの、生産・販売数量が増加したこと、ソリューションズ製品のスプレッドが拡大したこと等により、営業利益は、前期に比べて25億円増益（15.1%）の190億6千2百万円となりました。

税引前利益は、営業利益の増益に加えて持分法による投資損益が増加したことにより、前期に比べて74億5千9百万円増益（47.4%）の232億3百万円となりました。

その結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期に比べて63億8千6百万円増益（58.0%）の173億9千4百万円となりました。



【AA・AES】海外市況の低調が継続したものの、インドを中心とした新興国向けの拡販により販売数量が増加しました。

【SAP】海外市況下落によりスプレッドが縮小したものの、新興国での拡販や国内再編に伴う需要取込みにより販売数量が増加しました。

【EO系】国内需要の低迷により販売数量が減少しました。また、固定費や修繕費、物流費等のコストが上昇しました。

以上の結果、マテリアルズ事業の売上収益は、前期に比べて3.6%増加の2,940億9千2百万円となりました。

営業利益は、海上輸送費の上昇や一部製品の海外市況下落に伴いスプレッドが縮小したことによる減益要因があったものの、生産・販売数量の増加に加えて、日触化工（張家港）有限公司の固定資産に対する減損損失が減少したこと、およびニッポンショクバイ・ヨーロッパN.V.において欧州の排出権取引制度に基づくCO<sub>2</sub>排出権の一部を売却したことから、前期に比べて1.3%増加の129億円となりました。

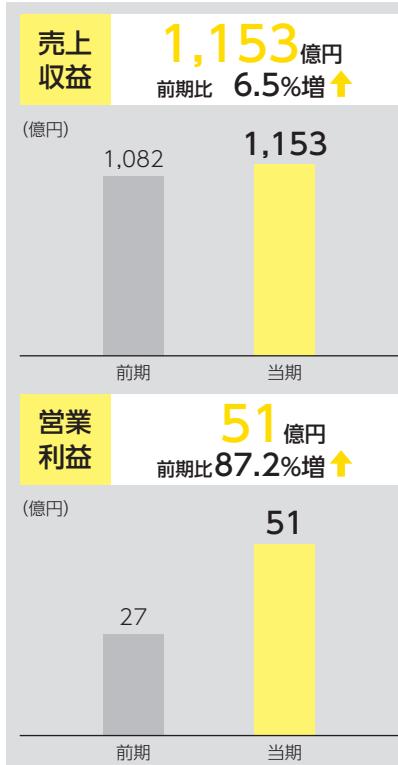


## ソリューションズ事業

主要な事業内容

主として次の製品の製造・販売を行っております。

市場領域	主要製品
インフラ住宅・ 工業材料	コンクリート混和剤用ポリマー、アクリル樹脂、 各種アミン類（エチレングリコール他）
生活用品関連	ポリカルボン酸系ポリマー、 セカンドリーアルコールエトキシレート
電子情報材料・ プリンティング	アクリルビュア®、レジスト材料、微粒子、VEEA®
電池・環境浄化	イオネル®、燃料電池材料、環境触媒、自動車触媒



【インフラ住宅・工業材料】コンクリート混和剤用ポリマーは、国内ではシェア拡大により販売数量は増加しましたが、海外市場で中国・韓国品と競合したことにより、販売数量が減少しました。塗料用アクリル樹脂は、リフォーム向けで堅調ですが、新築の減少により窯業建材向けの販売数量は減少しました。各種アミン類では、顧客の需要回復により販売数量が増加しました。水処理関連の需要は堅調です。

【生活用品関連】高付加価値製品で使用される当社製品の販売数量が減少しました。また、海外市場において競合との価格競争が激化したことにより、販売数量が減少しました。

【電子情報材料・プリンティング】中国向けの液晶パネル関連製品の販売数量が増加しました。

【電池・環境浄化】「イオネル®」は、中国市場の需要増加に伴い中国JVはフル稼働しております。排ガス処理触媒と排水処理触媒は海外顧客向けで販売数量が増加しました。

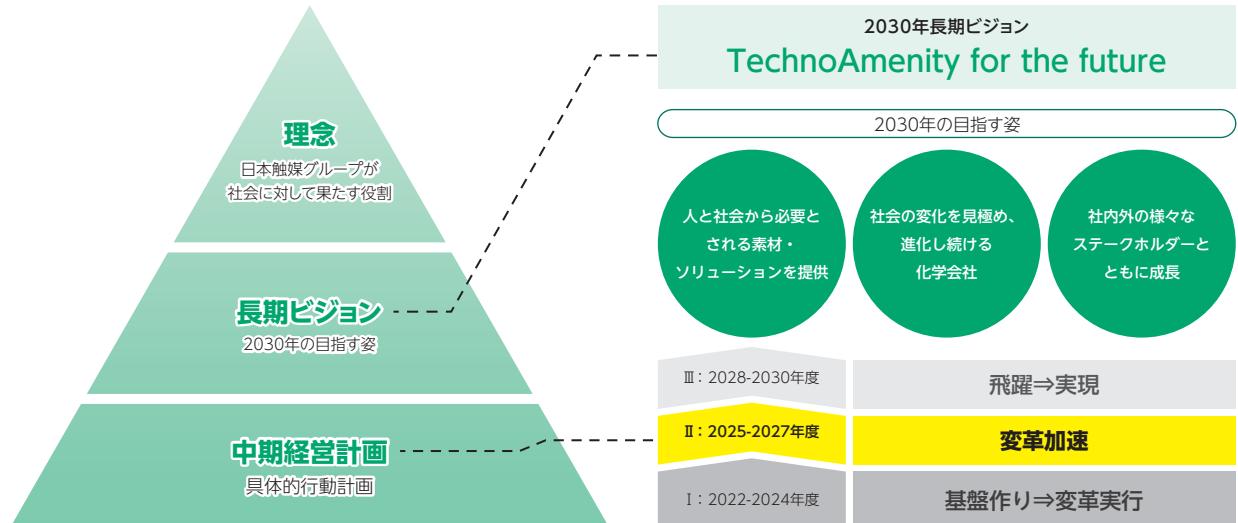
以上の結果、ソリューションズ事業の売上収益は、前期に比べて6.5%増加の1,152億5千4百万円となりました。

営業利益は、主に研究費の増加により販売費及び一般管理費は増加したものの、スプレッドの拡大や生産・販売数量の増加により、前期に比べて87.2%増加の51億1千4百万円となりました。

## 2. 対処すべき課題

当社グループは企業理念を「**TechnoAmenity** ~私たちはテクノロジーをもって人と社会に豊かさと快適さを提供します」と定め、人々が安心して暮らせる、持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。

2030年に向けた長期ビジョンにおいて、「事業の変革」「環境対応への変革」「組織の変革」という3つの変革を掲げ、これからの社会に必要とされる素材やソリューションの提供を通して、さまざまな社会課題解決への貢献と当社グループの持続的な成長を実現してまいります。



### (1) 前中期経営計画（2022-2024年度）の振り返り

2022年度からの3年間、長期ビジョン達成に向けた変革の基盤作りを進めてまいりました。注力する事業領域を絞り込み、これらの領域に積極的にリソースを投入(人員増強、設備投資・M&A等)した結果、事業の変革を実現するための基盤が整ってきたと考えております。

一方、化学業界を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、インフレなどによるコスト増加や国内需要の低迷、そしてアジアを中心とした需給軟化にともなう製品市況の悪化などの影響がある中、前中期経営計画の利益目標が未達となった現実をたいへん重く受け止めています。

なお、「環境対応への変革」「組織の変革」につきましては、概ね順調に進捗しております。

## (2) 中期経営計画 2027

2025年度からの新中期経営計画では、事業ポートフォリオの変革実現を最優先事項と定め、ソリューションズ事業へ積極的にリソースを投入します。

ソリューションズ事業では、スペシャリティ、エレクトロニクス、電池などの成長領域における積極的な設備投資により事業規模と利益を拡大します。また、デジタル活用により技術開発や人財育成を促進することで、よりスピーディーに高機能素材の事業化を図ります。マテリアルズ事業では、設備の最適化などにより生産性を高めるとともに、世界の成長市場での拡販や他社とのアライアンスなどにより、収益力の強化を進めます。

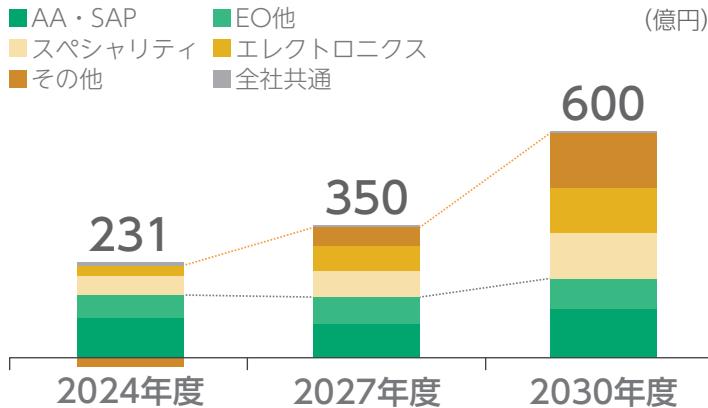
新中期経営計画の財務目標は以下のとおりです。

目標	2024年度 実績	2027年度 新中計目標	2030年度 目指す姿
営業利益 +持分法投資損益 (億円)	231	350	600
ソリューションズ事業 営業利益+持分法投資損益 (億円)	61	185	400以上
ROE (%)	4.5	7以上	9以上
ROA (%)	4.3	6以上	9以上
ROIC <sup>*</sup> (%)	4.3	6以上	8以上
成長投資および 競争力維持投資 (億円)	916 (22-24年度累計)	2,450 (22-27年度累計)	4,000 (22-30年度累計)

前提条件：24年度⇒USD 153円、EUR 164円 27年度⇒USD 145円、EUR 155円

\*ROIC (投下資本利益率) = (税引後営業利益+持分法による投資損益) ÷ (有利子負債+株主資本)

### 領域別の営業利益+持分法投資損益



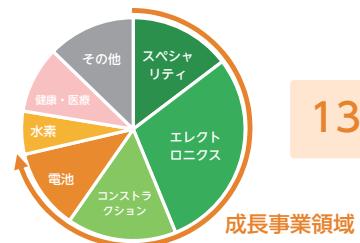
## (3) 領域別戦略

### ① ソリューションズ事業

積極的な投資や成長事業領域での事業拡大・市場参入により、利益を拡大させます。

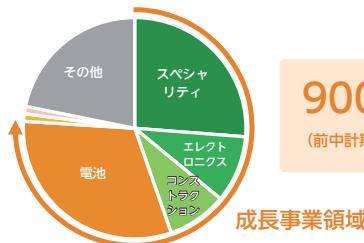
(ソリューションズ事業の利益拡大戦略)

#### 利益拡大内訳 (24年度⇒27年度) 営業利益+持分法投資損益



130億円拡大

#### 投資額の内訳 (新中計期間)



900億円投資  
(前中計期間の約2倍)

成長事業領域

#### スペシャリティ

- 水処理剤原料、CO<sub>2</sub>吸収剤など、社会課題解決に繋がる製品の売上拡大

#### エレクトロニクス

- 大型液晶ディスプレイ向けの光学フィルム用アクリル樹脂や、半導体向け微粒子の売上拡大

#### エネルギー (水素)

- 水素市場の拡大に伴う、SOEC<sup>※2</sup>/SOFC<sup>※3</sup>用電解質シートの売上拡大

#### コンストラクション

- CO<sub>2</sub>排出低減に繋がる新規開発品の上市や、イーテック社とのシナジー創出による製品ラインナップ拡大

#### エネルギー (電池)

- 中国JV（福邦<sup>※1</sup>）での生産能力拡大、および新プロセス導入による低コスト化

#### 健康・医療

- 開発受託案件の獲得件数拡大、および生産体制強化による治験薬受託案件の売上拡大

※1 福邦：湖南福邦新材料有限公司 ※2 SOEC：固体酸化物形電解セル ※3 SOFC：固体酸化物形燃料電池

### ② マテリアルズ事業

生産体制の再編・効率化や、成長市場での製品販売強化等により、収益力強化を進めます。

#### AA<sup>※1</sup>・SAP<sup>※2</sup>

- 成長市場への販売強化と地域需要に応じた生産体制再編による効率化

#### EO<sup>※3</sup>

- 誘導品の拡充や受託事業拡大などによる既存EO生産能力の最大活用

※1 AA：アクリル酸 ※2 SAP：高吸水性樹脂 ※3 EO：酸化エチレン

#### (4) 非財務目標

中期経営計画 2027の非財務目標は、以下のとおりです。また、サステナビリティ戦略の全体方針として、「人と社会への貢献」「環境対応の推進」「会社の基盤強化および持続的成長」を柱に、ステークホルダーとの対話を重ね、持続可能な社会の実現と企業価値向上を目指します。

目標	2024年度 実績	2027年度 新中計目標
GHG排出削減率 (Scope1&2) (%)	17 <sup>*1</sup>	[ 2030年度目標達成 30 <sup>*2</sup> ]
環境貢献製品 売上収益 (億円)	470	550
事務系・化学系女性 採用比率 (%)	38.8	30以上
女性基幹職比率 (%)	6.3	8以上
男性育児休職取得率 (15日以上) (%)	95.7	100

\* 1 : 対2014年度、国内。速報値（カーボンクレジット 6.8%を含む）。

排出量の確定値は2025年7月に当社ウェブサイトにて開示予定です。

\* 2 : 対基準年度、グループ総計：（国内）対2014年度比30%削減

（海外）各社基準年度および目標

#### ■GX戦略

GHG排出量削減と環境貢献製品の売上拡大による環境への貢献

- ・プロセス改良、再エネ導入加速などによるGHG排出量削減
- ・電池周辺材料、水素関連材料、CO<sub>2</sub>排出削減材料等の環境貢献製品の売上拡大

#### ■人財戦略

事業戦略の実現に最適な人財を育成・配置し、個々の能力を最大限引き出す。

- ・人財の適切な配置（人財ポートフォリオ整備、次世代リーダー育成プログラム実行等）
- ・自己成長の促進（学習プログラム、キャリア申告制度等）
- ・働きがいの向上（エンゲージメントサーベイ、D&I推進等）

#### ■デジタル活用戦略

スマートファクトリー化、スマートラボ化により生産性向上や製品上市を加速させる。

- ・製造所で導入中の情報統合基盤を活用した業務工数や保全費の削減
- ・R&DでデータとAIを活用し製品上市を加速する体制の構築

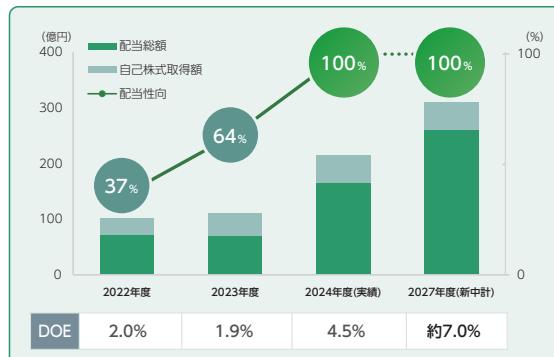
#### (5) 株主還元

##### 2027年度までの方針

- 配当性向100%またはDOE<sup>\*2</sup>2.0%のいずれか大きい金額を配当する
- 政策保有株式縮減等で得た資金で、自己株式を取得する

※DOE：株主資本配当率

##### 株主還元の推移



中期経営計画 2027の詳細はこちら

⇒[https://www.shokubai.co.jp/ja/docs/ir/vision/mid-term\\_managementplan.pdf](https://www.shokubai.co.jp/ja/docs/ir/vision/mid-term_managementplan.pdf)

# 当社のサステナビリティについて

当社は、長期的な企業価値の向上のため、重点的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定しております。これらに取り組むことで、グループ企業理念「**TechnoAmenity** ~私たちはテクノロジーをもって人と社会に豊かさと快適さを提供します」を実践し、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

戦略・基本方針	マテリアリティ（重要課題）	取り組み	貢献するSDGs
<b>人と社会への貢献</b> 事業活動を通じて社会課題を解決し、人と社会の未来に貢献します。	社会課題解決への貢献	新規製品の継続的創出 環境貢献製品の開発、販売の促進	
<b>環境対応の推進</b> 地球環境を守り、将来世代にわたって安心できる社会を築いていきます。	環境対応の推進	カーボンニュートラル実現への貢献 製品カーボンフットプリント(CFP)の低減 水資源保全・有効利用 資源循環への貢献	 
<b>会社の基盤強化および持続的成長</b> 多様な人財が活躍する、成長し続ける組織を目指します。	人財育成・活躍推進 バリューチェーンにおける社会的責任の推進	自律型人財の育成 多様な人財の活躍推進 サプライチェーンマネジメントの強化 人権尊重の取組の強化	 
	ガバナンスの強化	コンプライアンス意識の向上 取締役会における実効性の強化 役員に対する中長期のインセンティブの強化	
	安全・安定生産活動の推進	安全文化の醸成、安全基盤の強化 製品品質・信頼性の向上	

企業価値の向上と持続可能な社会の実現

# サステナビリティに関するトピックス

## 新規海洋生分解性プラスチックの開発成功

2024年1月、理化学研究所と共同でNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の事業に参画し、海洋生分解性プラスチックの開発に成功しました。従来のプラスチックは自然環境下で分解しにくく、海洋汚染の一因となっています。開発した新素材は、高いガスバリア性を持ち、さらに土壌や河川で分解する機能があることから幅広い用途への展開が期待でき、海洋汚染問題の解決に貢献します。

引き続き研究開発を進めており、高機能な海洋生分解性プラスチックの展開に取り組んでまいります。

## インドネシア子会社でISCC PLUS認証取得による持続可能な製品の製造・販売開始

2024年5月、インドネシア子会社（PT.ニッポンショクバイ・インドネシア）において、生産するアクリル酸、アクリル酸エステルおよび高吸水性樹脂について、ISCC PLUS認証を取得し、製造・販売を開始しました。ISCC PLUS認証は、環境に配慮したバイオマスやリサイクル材料を使用した製品を証明する国際的な認証制度です。これを受け、当社グループはベルギー、日本、インドネシアにおいて、マスバランス方式によりこれらの素材を割り当てた製品を供給する体制を整えました。これを通じて、環境負荷低減に貢献します。



PT.ニッポンショクバイ・インドネシア

## 社外からの評価（2025年3月31日現在）

当社グループのサステナビリティに関する取り組みが評価され、これらのESG指数へ組み入れられました。



FTSE4Good



FTSE Blossom  
Japan Index



FTSE Blossom  
Japan Sector  
Relative Index

2024 CONSTITUENT MSCI日本株  
女性活躍指数 (WIN)

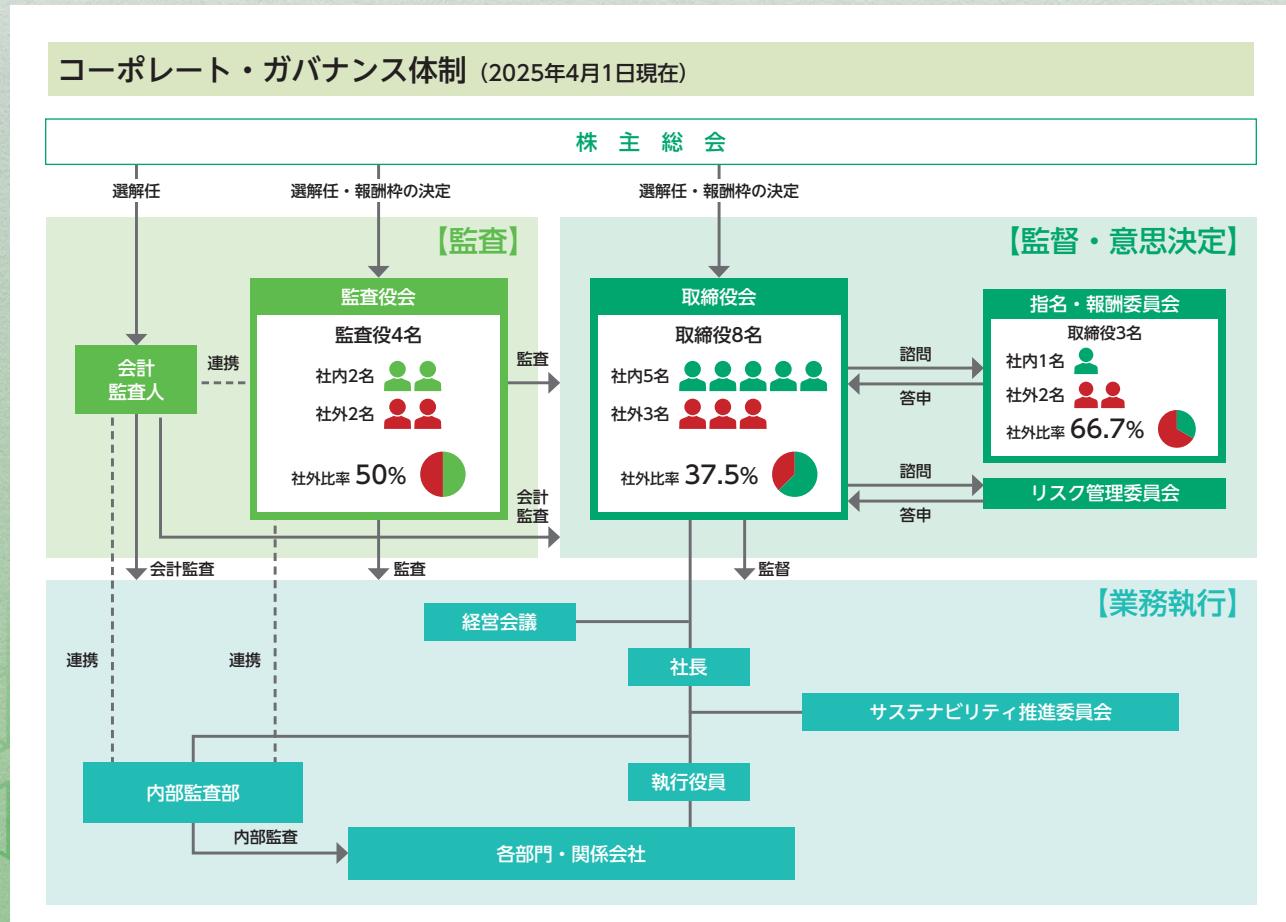


Sompo Sustainability Index

# 当社のコーポレート・ガバナンスについて

当社は、グループ企業理念「**TechnoAmenity** ～私たちはテクノロジーをもって人と社会に豊かさと快適さを提供します」のもと、企業価値を高め、持続的成長を図っていきたいと考えております。

そのためには、実効性の高いコーポレート・ガバナンスの実現が重要であると捉え、株主の権利・平等性の確保と対話、さまざまなステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会・経営陣の役割・責務の適切な遂行、執行に対する適切な監督、内部統制システムの充実・強化など、コーポレート・ガバナンスの強化・充実のための取り組みを行っております。



# 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会に期待されている機能が適切に果たされているかを検証し、課題の抽出と改善の取り組みを継続していくために、取締役会の実効性評価を毎年実施しております。また、その実効性を中立的・客観的に検証するため、第三者評価機関に評価を依頼しております。



## 主な評価項目

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| ①取締役会の役割・機能 | ②取締役会の規模・構成 | ③取締役会の運営    |
| ④内部統制 監査機関  | ⑤社外取締役との関係  | ⑥株主・投資家との関係 |
| ⑦指名・報酬委員会   |             |             |

## 2024年度の取締役会実効性評価の結果

評価結果として、取締役会の構成、運営、審議・報告、業務執行監督、それらを支える体制の各項目において、適切に機能しており、全体として取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。

2024年度に取り組んだ課題および主な取り組みは次のとおりです。

課題	取り組み状況
取締役会で議論するべきテーマや、取締役会の目指すべき方向性についての議論の実践・充実化	<ul style="list-style-type: none"><li>中長期的なテーマに関する議題を定期的に設定するなど案件の重要性に応じた議題設定</li></ul>
取締役会および指名・報酬委員会における議論の充実化	<ul style="list-style-type: none"><li>社内取締役、社外取締役を問わない活発な議論を実践するため、議題に関する社内取締役からの説明の充実</li><li>指名・報酬委員向けの提供情報を拡充</li></ul>
投資家を意識した情報開示の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>資本政策等の開示内容をより投資家を意識した内容に見直し</li></ul>

## 事業報告

### 3. 財産および損益の状況の推移

項目	期別	第110期 (2021.4~2022.3)	第111期 (2022.4~2023.3)	第112期 (2023.4~2024.3)	第113期(当期) (2024.4~2025.3)
売上収益 (百万円)		369,293	419,568	392,009	409,346
営業利益 (百万円)		29,062	23,528	16,562	19,062
税引前利益 (百万円)		33,675	26,175	15,744	23,203
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)		23,720	19,392	11,008	17,394
基本的1株当たり当期利益 (円)		148.72	122.07	70.48	113.90
資産合計 (百万円)		518,151	523,319	544,060	543,659
資本合計 (百万円)		351,123	369,998	392,562	392,533
1株当たり親会社所有者に帰属する持分 (円)		2,156.01	2,303.48	2,482.45	2,527.98
ROA (資産合計税引前利益率) (%)		6.8	5.0	2.9	4.3
ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率) (%)		7.2	5.5	3.0	4.5

- (注) 1. 基本的1株当たり当期利益の算定において、当社の取締役および執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度に係る信託口が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数の算定において当該株式数を控除しております。
2. 当社は、2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第110期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益および1株当たり親会社所有者に帰属する持分を算定しております。

### 4. 設備投資等の状況

セグメントの名称	設備投資額	主な設備投資等の内容
マテリアルズ	32,269 百万円	アクリル酸製造設備の建設
ソリューションズ	5,490	電池材料製造設備の建設
計	37,759	—

## 5. 資金調達の状況

(単位：百万円)

項目	期首残高	期末残高	増減額
借入金	39,024	41,391	2,367
社債	—	—	—
合計	39,024	41,391	2,367

## 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日宝化学株式会社	百万円 517	% 84.70	ヨウ素・ヨウ素化合物、医薬・農薬原料および天然ガスの製造ならびに販売
日本乳化剤株式会社	1,000	100.00	界面活性剤および化成品の製造ならびに販売
日触物流株式会社	100	100.00	化学品の物流全般
ニッポンショクバイ・アメリカ・インダストリーズ Inc.	※ 千米ドル 100,000	100.00	高吸水性樹脂、コンクリート混和剤用ポリマーおよびアクリル酸系洗剤ビルダーの製造ならびに販売
P T. ニッポンショクバイ・インドネシア	千米ドル 120,000	99.99	アクリル酸、アクリル酸エステルおよび高吸水性樹脂の製造ならびに販売
ニッポンショクバイ・ヨーロッパ N.V.	千ユーロ 280,000	100.00	アクリル酸の製造および高吸水性樹脂の製造ならびに販売
日触化工(張家港)有限公司	千米ドル 52,820	100.00	高吸水性樹脂の製造ならびに販売
ニッポンショクバイ(アジア)PTE.LTD.	※ 千米ドル 4,175	100.00	精製アクリル酸の製造ならびに販売およびその他化学品の販売
シンガポール・アクリリック PTE LTD	千米ドル 27,007	79.42	粗アクリル酸の製造ならびに販売

- (注) 1. ※印は、払込資本金であります。  
 2. 出資比率については、表示単位未満を切り捨てております。  
 3. ニッポンショクバイ・ヨーロッパ N.V.は、2024年4月15日付で増資を行い、資本金が37,000千ユーロ増加しております。  
 4. 2025年4月1日付でJ S R 株式会社より株式会社イーテックの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

## 7. 主要な営業所および工場等

当社は、お客様の要望に対し、迅速かつ安全・安心な供給を行うため、化学製造をはじめ、加工、運輸などの分野の関係会社とネットワークを構築し、グループ一丸となってグローバルな生産・供給体制の整備を進めております。

### 国内ネットワーク

●当社

●主な国内子会社

吹田地区研究所（大阪府吹田市）

姫路製造所

姫路地区研究所（兵庫県姫路市）

大阪本社（大阪市）

日宝化学株式会社  
(本社：東京都中央区、  
工場：千葉県いすみ市)

日本乳化剤株式会社  
(本社：東京都中央区、  
工場：神奈川県川崎市、  
茨城県神栖市)

東京本社（東京都千代田区）

川崎製造所（神奈川県川崎市）

日触物流株式会社（大阪市）

### 海外ネットワーク

●主な海外子会社

①ニッポンショクバイ・ヨーロッパ N.V.

②日触化工（張家港）有限公司

③シンガポール・アクリリック PTE LTD

④ニッポンショクバイ(アジア)PTE LTD.

⑤PT.ニッポンショクバイ・インドネシア

⑥ニッポンショクバイ・アメリカ・インダストリーズ Inc.

① 本社・工場：ベルギー  
② 本社・工場：中国  
③ 本社・工場：シンガポール  
④ 本社・工場：シンガポール  
⑤ 本社・工場：インドネシア  
⑥ 本社・工場：米国

## 8. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,685名	78名増

(注) 従業員数は、再雇用者を含んでおります。

### ご参考 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,541名	50名増	39.2歳	16.5年

- (注) 1. 従業員数は、関係会社等からの出向社員を含み、関係会社等への出向社員および嘱託員等は含んでおりません。  
2. 従業員数は、再雇用者を含んでおります。  
3. 平均年齢および平均勤続年数は、再雇用者を含んでおりません。

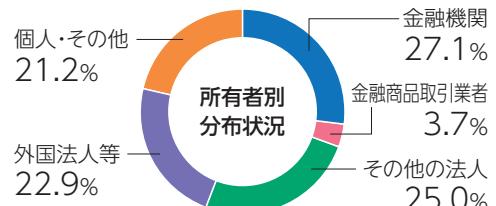
## 9. 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	13,214
株式会社三菱UFJ銀行	5,865
株式会社国際協力銀行	5,742
株式会社みずほ銀行	4,749
株式会社日本政策投資銀行	4,000

(注) 上記の借入残高は、各行の海外現地法人等からの借入を含んでおります。

## 2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 508,800,000株
2. 発行済株式の総数 156,000,000株
3. 株主数 45,203名
4. 大株主（上位10名）



(注) 自己株式は、「個人・その他」に含まれております。

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,953	11.83
ENEOSホールディングス株式会社	8,516	5.61
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,778	3.80
株式会社りそな銀行	5,493	3.62
住友化学株式会社	5,455	3.59
三洋化成工業株式会社	5,070	3.34
株式会社みずほ銀行	3,795	2.50
artience株式会社	3,618	2.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,469	2.28
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	3,131	2.06

- (注) 1. 上記のほか、当社が保有している自己株式が4,307千株あります。なお、自己株式には、業績連動型株式報酬制度に係る株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式176千株を含んでおりません。
2. 持株比率については、自己株式数を控除して算出しております。
3. 持株数および持株比率については、表示単位未満を切り捨てております。

## 5. その他株式に関する重要な事項

### (1) 株式分割

当社は、2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、発行可能株式総数は381,600,000株、発行済株式の総数は117,000,000株それぞれ増加しております。

### (2) 自己株式の取得

当社は、2024年5月13日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

- ・取得した株式の種類および総数：当社普通株式 3,004,800株
- ・取得価額の総額：4,999,925,050円
- ・取得期間：2024年5月14日から2024年10月18日まで
- ・取得方法：東京証券取引所における市場買付け

### (3) 従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分

当社は、2024年11月28日開催の取締役会にて、従業員持株会を通じた株式付与として、特別奨励金スキームを導入することを決議し、以下の内容にて自己株式を処分いたしました。本スキームは、従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。

- ・処分期日：2025年3月26日
- ・処分した株式の種類および総数：当社普通株式 55,710株
- ・処分価額：1株につき1,840円
- ・処分価額の総額：102,506,400円
- ・処分方法（割当先）：第三者割当の方法による（日本触媒従業員持株会）

## 事業報告

### 3 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	野 田 和 宏	—
取締役常務執行役員	高 木 邦 明	事務部門管掌、総務人事本部担当
取締役常務執行役員	渡 部 将 博	事業部門管掌、ベーシックマテリアルズ事業部担当、電池材料事業室担当
取締役常務執行役員	住 田 康 隆	事業創出部門管掌、コーポレート研究本部担当、GX研究本部担当、健康・医療事業室担当、化粧品事業室担当、R&D統括部担当、水・環境事業準備室担当、プリントイング材料事業準備室担当
取締役常務執行役員	松 本 行 弘	生産・技術部門管掌、DX推進本部担当、レスポンシブル・ケア本部担当、生産本部担当、エンジニアリング本部担当、イオネル技術部担当、イオネル国内立地準備室担当、インドネシアプロジェクト担当
取締役	瀬戸口 哲 夫	大阪ガス株式会社顧問、株式会社オージス総研取締役会長、讀賣テレビ放送株式会社（現 読売テレビ放送株式会社）社外監査役
取締役	櫻 井 美 幸	弁護士、日本新葉株式会社社外取締役、株式会社MBSメディアホールディングス社外監査役、公益財団法人日本生命財団監事
取締役	池 田 安 希 子	株式会社J-オイルミルズ社外取締役
監査役	小 林 高 史	（常勤）
監査役	和 田 輝 久	（常勤）
監査役	高 橋 司	弁護士、TOYO TIRE株式会社社外監査役、国立大学法人京都大学法科大学院非常勤講師
監査役	村 井 一 雅	公認会計士、税理士、大栄環境株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 監査役 和田頼知氏は、2024年6月20日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。  
2. 取締役 瀬戸口哲夫、櫻井美幸、池田安希子の各氏は、社外取締役であります。  
3. 監査役 高橋司、村井一雅の両氏は、社外監査役であります。  
4. 監査役 小林高史氏は、当社の財務部門における長年の経験があり、また、監査役 村井一雅氏は、公認会計士として長年の経験があり、いずれも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は、社外取締役の瀬戸口哲夫、櫻井美幸、池田安希子および社外監査役の高橋司、村井一雅の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。  
6. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況については、上記に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別の関係はありません。

7. 取締役の担当および重要な兼職の状況に次のとおり異動がありました。

2025年4月1日付

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役常務執行役員	高 木 邦 明	事務部門管掌
取締役常務執行役員	渡 部 将 博	事業部門管掌、電池材料事業本部担当
取締役常務執行役員	住 田 康 隆	事業創出部門管掌、コーポレート研究本部担当、 健康・医療事業推進本部担当、新規事業推進本部担当、 R&D統括部担当、プロセス触媒研究部担当
取締役常務執行役員	松 本 行 弘	生産・技術部門管掌、DX推進本部担当、レスポンシブル・ケア本部担当、 イオネル事業化プロジェクト本部担当、インドネシアプロジェクト担当
取締役	瀬戸口 哲 夫	読売テレビ放送株式会社社外監査役

## 事業報告

ご参考

執行役員（取締役兼務者を除く）の状況（2025年4月1日現在）

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	梶 井 克 規	アクリル事業本部長
上席執行役員	肱 黒 修 樹	中日合成化學股份有限公司社長
上席執行役員	岡 義 久	川崎製造所担当
上席執行役員	金井田 健 太	ニッポンショクバイ・アメリカ・インダストリーズ Inc. 社長
上席執行役員	佐久間 和 宏	インダストリアル&ハウスホールド事業本部長
上席執行役員	片 岡 伸 也	購買物流本部長
上席執行役員	横 井 時 浩	姫路製造所担当
上席執行役員	薦 田 健二郎	事業企画本部担当
上席執行役員	原 田 茂	総務人事本部長
上席執行役員	澤 田 富 幸	エレクトロニクス&環境ソリューション事業本部長
執行役員	村 上 貴 則	エンジニアリング本部長
執行役員	伊 東 慎 一	財務本部長
執行役員	武 田 浩 治	川崎製造所長
執行役員	岡 崎 和 人	姫路製造所長
執行役員	藤 田 寿 一	日本乳化剤株式会社社長
執行役員	中 林 保 晴	ベーシックマテリアルズ事業本部長
執行役員	高 宮 重 貴	生産本部長
執行役員	赤 沼 伸 朗	吸水性樹脂事業本部長

## 2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

### ■被保険者の範囲

当社および子会社の取締役、監査役および執行役員

### ■被保険者の実質的な保険料の負担割合

保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

### ■墳補の対象となる保険事故の概要

株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を墳補することとしております。

### ■被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者による犯罪行為等に起因して生じた損害は墳補されない等、一定の免責事由を設けております。

### 3. 取締役および監査役の報酬等

#### (1) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数	
		固定報酬	業績連動報酬			
		基本報酬	賞与	株式報酬		
取締役 (うち社外取締役)	342 (40)	221 (40)	105 (-)	16 (-)	9名 (4名)	
監査役 (うち社外監査役)	74 (20)	74 (20)	— (-)	— (-)	5名 (3名)	
合計 (うち社外役員)	416 (60)	295 (60)	105 (-)	16 (-)	14名 (7名)	

- (注) 1. 上記の支給人員および支給額には、2024年6月20日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名および同株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名を含んでおります。  
 2. 賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。  
 3. 株式報酬の額は、当事業年度に費用計上した額であります。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

#### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、取締役会の諮問を受けた指名・報酬委員会による審議および取締役会への答申を経て、取締役の個人別の報酬等の内容について以下のとおり決議しております。

##### ① 基本方針

- ・企業理念を実践し、持続的な企業価値の向上を図るうえでインセンティブを与えること
- ・業績ならびに責任に応じて株主と利害を共有する報酬体系とすること
- ・当社の業績、従業員給与水準、他社水準を踏まえた適正な水準とすること
- ・委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ることで、透明性と公正性を確保すること

## 事業報告

### ② 報酬構成

報酬体系と種類別の報酬割合の目安は以下のとおりであります。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬の基本報酬のみとしております。

役員区分	固定報酬		業績連動報酬	
	基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役（社外取締役を除く）	6割	3割	1割	
社外取締役	10割	—	—	

(注) 報酬割合は会社業績、株式市況、目標管理制度による各個人の目標達成度合い等に応じて変動

#### ア) 基本報酬

- ・株主総会の決議に基づき決定された報酬額の枠内で各取締役の支給額を算定し、その総額を取締役会で決定
- ・基本給と役務給で構成され、役位、職責に応じて、所定の算式に基づき算定
- ・社外取締役の基本報酬の額は、当社役員の水準、他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定
- ・月例報酬とし、金銭にて支給

#### イ) 賞与

- ・株主総会の決議に基づき決定された報酬額の枠内で各取締役の支給額を算定し、その総額を取締役会で決定
- ・賞与額は、役位ごとの標準支給額に対し、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、KPI（業績評価指標）の達成度および目標管理制度による各個人の目標達成度に応じて、所定の算式に基づき算定

#### <賞与のKPI>

KPI	評価ウェイト	達成度評価	当該指標を選択した理由
税引前利益（目標値）	20%	0～150%	当該年度の事業活動により獲得した全ての収益であり、従前から賞与支給額を決める指標としているため
税引前利益（実績値）	30%	0～150%	同上
ROA (資産合計税引前利益率)	20%	0～150%	当社は装置産業であること等から、従前から収益性と資産効率を重視し、ROAの向上に取り組んでいるため
目標管理	30%	80～120%	—

(注) 当事業年度を含む税引前利益およびROAの推移は43ページ「3. 財産および損益の状況の推移」に記載のとおり

- ・毎年の定時株主総会後、一定の時期に金銭にて支給

#### ウ) 株式報酬

- ・当社の中期経営計画の実現に向けて、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的とする
- ・株式給付信託の仕組みを活用し、株式給付規程に基づき、役位に応じて、株式を給付するためのポイント数（1ポイント当たり当社株式1株に換算）を付与（ただし、信託期間中に株式分割・株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行うものとする）
- ・付与されるポイントについては、中期経営計画の達成度と連動して付与される業績連動ポイントと株式価値共有のため株式保有を目的とした固定ポイントを1:1の割合で付与
- ・業績連動ポイントは、KPIとして設定した中期経営計画の目標値に対する中期経営計画最終年度のKPI実績値の達成度に応じて、次のとおり変動

#### ＜株式報酬のKPI＞

KPI	評価ウェイト	達成度評価	当該指標を選択した理由
営業利益	50%	0～150%	企業の成長性を表し、本業の稼ぐ力を示す指標であるため
ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）	50%	0～150%	収益性、資本効率の向上を評価する指標であるため

（注）当事業年度を含む営業利益およびROEの推移は43ページ「3. 財産および損益の状況の推移」に記載のとおり

- ・原則として、取締役の退任時に、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、本信託を通じて、取締役に付与するポイント数に応じて、当社株式と金銭を給付

（注）当社は、2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。つきましては、2024年4月1日以降、ポイント数と株式数の換算比率について、1ポイント当たり当社株式4株に調整しております。

#### ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が当該決定方針との整合性を含めて当該報酬等の内容を検討しているため、取締役会は、当該報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## 事業報告

### ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度の取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長である野田和宏がその具体的な内容について授権を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬および賞与の額の決定といたします。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業や職責等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためです。

なお、各取締役の株式報酬の額は、取締役会が定める株式給付規程に基づき決定いたします。また、代表取締役社長による当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長による当該権限に基づく決定に先立ち、取締役会の諮問を受けた指名・報酬委員会において、取締役の報酬の決定方針・制度・課題等ならびに水準の妥当性、および個人別の報酬額を審議し、取締役会に答申するものとしております。

### (4) 監査役の報酬等に関する事項

当社の監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬の基本報酬のみとしております。

### (5) 取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

	基本報酬および賞与	株式報酬	基本報酬
株主総会決議	2022年6月21日 第110期定時株主総会	2022年6月21日 第110期定時株主総会	2022年6月21日 第110期定時株主総会
上限額またはポイント (年間)	550百万円 (うち社外取締役分は年額 75百万円)	63百万円 9,600ポイント (1ポイント 当たり当社株式1株に換算) (注)	100百万円
支給対象	取締役	取締役 (社外取締役を除く)	監査役
員数 (当該株主総会終結時点)	9名 (うち社外取締役3名)	6名	4名

(注) 当社は、2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。つきましては、2024年4月1日以降、ポイント数と株式数の換算比率について、1ポイント当たり当社株式4株に調整しております。

## 4. 社外役員に関する事項

### (1) 当事業年度における主な活動状況

氏名	発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況
瀬戸口 哲夫 (社外取締役)	<p>公益性の高い企業、製造業である企業における経営者としての豊富な経験をもとに、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っておりまます。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員を務め、役員の指名と報酬に関する透明性と公正性の確保に貢献しております。</p>	取締役会 15/15回
櫻井美幸 (社外取締役)	<p>弁護士としての高度の専門性と豊富な経験ならびに他社の社外取締役としての実績をもとに、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員を務め、役員の指名と報酬に関する透明性と公正性の確保に貢献しております。</p>	取締役会 15/15回
池田安希子 (社外取締役)	<p>2024年6月20日の就任以降、企業における経営者および営業・マーケティングや人財マネジメント分野における豊富な経験ならびに他社の社外取締役としての実績をもとに、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っております。</p>	取締役会 10/11回
高橋司 (社外監査役)	<p>取締役会においては、必要に応じ、法律の専門家としての観点ならびに他社の社外監査役としての実績をもとに、当社経営執行の適正性確保に資する質問や意見を述べております。</p> <p>監査役会においては、監査役会で定めた監査方針等に従って、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>また、経営トップや社外取締役との定期的な意見交換会に参加しております。</p>	取締役会 15/15回 監査役会 15/15回
村井一雅 (社外監査役)	<p>2024年6月20日の就任以降、取締役会においては、必要に応じ、会計および税務の専門家としての観点ならびに他社の社外監査役および社外取締役(監査等委員)としての実績をもとに、当社経営執行の適正性確保に資する質問や意見を述べております。</p> <p>監査役会においては、監査役会で定めた監査方針等に従って、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>また、経営トップや社外取締役との定期的な意見交換会に参加しております。</p>	取締役会 11/11回 監査役会 11/11回

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間で、社外取締役・社外監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## 事業報告

### 4 会計監査人に関する事項

#### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

#### 2. 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
① 当社が支払うべき報酬等の額	72百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	89百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ニッポンショクバイ・アメリカ・インダストリーズ Inc.、PT. ニッポンショクバイ・インドネシア、ニッポンショクバイ・ヨーロッパ N.V.、日触化工(張家港)有限公司、ニッポンショクバイ(アジア) PTE.LTD. およびシンガポール・アクリリック PTE LTDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人から当事業年度の監査計画の説明を受け、リスクアプローチに基づく特別な検討を必要とするリスクやその他の重点監査項目への対応手続等と、それに要する監査時間と配員計画を検討し、また過年度の監査計画と監査実績、監査の品質ならびに監査時間および監査報酬の推移等を確認いたしました。その上で、当事業年度の会計監査人の報酬等の額は、監査の品質を維持し、より深度のある監査を実施する上で問題ない金額であると判断し、同意いたしました。

#### 3. 非監査業務の内容

財務諸表の英文への翻訳に関する助言業務に対して、対価を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定めるいづれかに該当すると判断される場合は、監査役全員の同意に基づきその会計監査人を解任できるものといたします。

また、上記のほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中、注記しているものを除き、記載金額および比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## MEMO

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額            | 科 目          | 金 額            |
|-------------------------|----------------|--------------|----------------|
| <b>資産</b>               |                |              |                |
| <b>流動資産</b>             | <b>255,451</b> | <b>流動負債</b>  | <b>107,171</b> |
| 現金及び現金同等物               | 54,565         | 営業債務         | 54,821         |
| 営業債権                    | 96,465         | 借入金          | 23,126         |
| 棚卸資産                    | 84,315         | その他の金融負債     | 12,175         |
| その他の金融資産                | 11,928         | 未払法人所得税等     | 5,220          |
| その他の流動資産                | 8,178          | 引当金          | 6,709          |
| <b>非流動資産</b>            | <b>288,208</b> | その他の流動負債     | 5,121          |
| 有形固定資産                  | 194,244        | <b>非流動負債</b> | <b>43,954</b>  |
| 無形資産                    | 4,496          | 借入金          | 18,265         |
| 持分法で会計処理されている投資         | 30,040         | その他の金融負債     | 4,319          |
| その他の金融資産                | 38,479         | 退職給付に係る負債    | 8,674          |
| 退職給付に係る資産               | 15,750         | 引当金          | 3,122          |
| 繰延税金資産                  | 3,859          | 繰延税金負債       | 9,574          |
| その他の非流動資産               | 1,339          | <b>負債合計</b>  | <b>151,126</b> |
| <b>資産合計</b>             | <b>543,659</b> | <b>資本</b>    |                |
| <b>親会社の所有者に帰属する持分合計</b> |                |              |                |
| 資本金                     | 25,038         | 資本           |                |
| 資本剰余金                   | 22,533         | 自己株式         | △7,263         |
| 自己株式                    | △7,263         | 利益剰余金        | 308,770        |
| その他の資本の構成要素             | 33,951         | その他の資本の構成要素  |                |
| <b>非支配持分</b>            | <b>9,505</b>   | <b>資本合計</b>  | <b>392,533</b> |
| <b>負債及び資本合計</b>         | <b>543,659</b> |              |                |

(注) 連結財政状態計算書の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| <b>売上収益</b>     | <b>409,346</b> |
| 売上原価            | 338,900        |
| <b>売上総利益</b>    | <b>70,446</b>  |
| 販売費及び一般管理費      | 53,293         |
| その他の営業収益        | 3,564          |
| その他の営業費用        | 1,654          |
| <b>営業利益</b>     | <b>19,062</b>  |
| 金融収益            | 2,522          |
| 金融費用            | 2,396          |
| 持分法による投資損益(△損失) | 4,015          |
| <b>税引前利益</b>    | <b>23,203</b>  |
| 法人所得税費用         | 4,750          |
| <b>当期利益</b>     | <b>18,453</b>  |
| 当期利益の帰属         |                |
| 親会社の所有者         | 17,394         |
| 非支配持分           | 1,059          |
| <b>当期利益</b>     | <b>18,453</b>  |

(注) 連結損益計算書の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## ご参考

## 連結キャッシュ・フロー計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額     |
|------------------------|---------|
| I 営業活動によるキャッシュ・フロー     |         |
| 税引前利益                  | 23,203  |
| 減価償却費及び償却費             | 31,551  |
| 有形固定資産売却損益 (△は益)       | △42     |
| 減損損失                   | 438     |
| 受取利息及び受取配当金            | △2,505  |
| 支払利息                   | 1,338   |
| 持分法による投資損益 (△は益)       | △4,015  |
| 営業債権の増減額 (△は増加)        | 1,540   |
| 棚卸資産の増減額 (△は増加)        | △72     |
| 営業債務の増減額 (△は減少)        | △6,429  |
| その他                    | 2,017   |
| 小 計                    | 47,025  |
| 利息及び配当金の受取額            | 2,966   |
| 利息の支払額                 | △1,316  |
| 法人所得税の支払額又は還付額 (△は支払)  | △1,702  |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー       | 46,974  |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー    |         |
| 有形固定資産の取得による支出         | △33,920 |
| 有形固定資産の売却による収入         | 98      |
| 無形資産の取得による支出           | △1,084  |
| 投資の取得による支出             | △1,448  |
| 投資の売却及び償還による収入         | 6,314   |
| 関係会社株式の取得による支出         | △75     |
| その他                    | △392    |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー       | △30,506 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー   |         |
| 短期借入金の純増減額 (△は減少)      | 10,607  |
| 長期借入れによる収入             | 100     |
| 長期借入金の返済による支出          | △8,116  |
| リース負債の返済による支出          | △1,797  |
| 自己株式の取得による支出           | △5,002  |
| 配当金の支払額                | △11,681 |
| 非支配持分への配当金の支払額         | △993    |
| その他                    | 103     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー       | △16,780 |
| IV 現金及び現金同等物に係る換算差額    | △253    |
| V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | △565    |
| VI 現金及び現金同等物の期首残高      | 55,129  |
| VII 現金及び現金同等物の期末残高     | 54,565  |

(注) 連結キャッシュ・フロー計算書の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                |                 |                |
| <b>流動資産</b>     |                | <b>流動負債</b>     |                |
| 現金及び預金          | 148,737        | 買掛金             | 70,862         |
| 受取手形            | 18,880         | 短期借入金           | 33,677         |
| 売掛金             | 123            | 1年内返済予定の長期借入金   | 11,000         |
| 商品及び製品          | 72,317         | 未払金             | 336            |
| 仕掛品             | 29,542         | 未払費用            | 13,565         |
| 原材料及び貯蔵品        | 5,082          | 未払法人税等          | 760            |
| 前払費用            | 14,296         | 前受金             | 4,108          |
| 関係会社短期貸付金       | 1,380          | 預り金             | 281            |
| 未収入金            | 1,086          | 賞与引当金           | 377            |
| その他             | 1,912          | 役員賞与引当金         | 3,027          |
| 貸倒引当金           | 4,125          | 修繕引当金           | 108            |
|                 | △5             | その他             | 3,413          |
| <b>固定資産</b>     | <b>211,365</b> |                 | 210            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>92,523</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>24,257</b>  |
| 建物              | 18,997         | 長期借入金           | 15,000         |
| 構築物             | 7,564          | 繰延税金負債          | 956            |
| 機械及び装置          | 25,113         | 株式報酬引当金         | 66             |
| 車両運搬具           | 39             | 退職給付引当金         | 7,502          |
| 工具、器具及び備品       | 3,032          | その他             | 732            |
| 土地              | 33,394         |                 |                |
| 建設仮勘定           | 9,570          | <b>負債合計</b>     | <b>95,118</b>  |
| 減損損失累計額         | △5,186         |                 |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,664</b>   | <b>純資産の部</b>    |                |
| 特許権             | 200            | <b>株主資本</b>     | <b>252,573</b> |
| 借地権             | 120            | 資本金             | 25,038         |
| ソフトウェア          | 3,463          | 資本剰余金           | 22,083         |
| 電話加入権           | 15             | 資本準備金           | 22,071         |
| 施設利用権           | 5              | その他資本剰余金        | 12             |
| その他             | 861            | 利益剰余金           | 212,649        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>114,177</b> | 利益準備金           | 3,920          |
| 投資有価証券          | 35,167         | その他利益剰余金        | 208,729        |
| 関係会社株式          | 56,086         | 配当準備積立金         | 760            |
| 関係会社出資金         | 9,696          | 固定資産圧縮積立金       | 474            |
| 関係会社長期貸付金       | 300            | 別途積立金           | 157,665        |
| 長期前払費用          | 1,958          | 繰越利益剰余金         | 49,830         |
| 敷金及び保証金         | 412            | 自己株式            | △7,198         |
| 前払年金費用          | 10,660         |                 |                |
| その他             | 225            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>12,411</b>  |
| 貸倒引当金           | △326           | その他有価証券評価差額金    | 12,411         |
| <b>資産合計</b>     | <b>360,102</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>264,984</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b>  | <b>360,102</b> |

(注) 貸借対照表の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 計算書類

### 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| <b>売上高</b>      | <b>244,193</b> |
| 売上原価            | 192,486        |
| <b>売上総利益</b>    | <b>51,707</b>  |
| 販売費及び一般管理費      | 38,998         |
| <b>営業利益</b>     | <b>12,709</b>  |
| <b>営業外収益</b>    | <b>7,097</b>   |
| 受取利息及び配当金       | 3,399          |
| 雑収入             | 3,698          |
| <b>営業外費用</b>    | <b>2,113</b>   |
| 支払利息            | 134            |
| 雑損失             | 1,979          |
| <b>経常利益</b>     | <b>17,694</b>  |
| <b>特別利益</b>     | <b>5,106</b>   |
| 投資有価証券売却益       | 5,106          |
| <b>特別損失</b>     | <b>484</b>     |
| 投資有価証券評価損       | 333            |
| 減損損失            | 151            |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>22,315</b>  |
| <b>法人税等</b>     | <b>4,894</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 4,565          |
| 法人税等調整額         | 329            |
| <b>当期純利益</b>    | <b>17,422</b>  |

(注) 損益計算書の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社日本触媒  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 梅原 隆  
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 小山 晃平  
業務執行社員 公認会計士

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本触媒の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社日本触媒及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤

## 監査報告書

謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類にに対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社日本触媒  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山 晃平  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本触媒の2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適

正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

# 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人EY新日本有限責任監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、その内容について確認いたしました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

# 監査報告書

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

株式会社 日本触媒 監査役会

常勤監査役 小林高史 

常勤監査役 和田輝久 

社外監査役 高橋司 

社外監査役 村井一雅 

## 株主メモ

|                        |                                                                                          |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                   | 4月1日から翌年3月31日まで                                                                          |
| 期末配当金受領株主確定日           | 3月31日                                                                                    |
| 中間配当金受領株主確定日           | 9月30日                                                                                    |
| 定時株主総会                 | 毎年6月                                                                                     |
| 単元株式数                  | 100株                                                                                     |
| 株主名簿管理人<br>特別口座の口座管理機関 | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                            |
| 同連絡先                   | 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部<br>〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号<br>電話 0120-094-777 (通話料無料)           |
| 上場証券取引所                | 東京証券取引所 (プライム市場)                                                                         |
| 公告方法                   | 電子公告<br>ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社ウェブサイトに掲載して行います。 |

### 【お知らせ】

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の口座振込のご指定その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社など）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社などにお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国本支店でもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金のお支払いにつきましては、引き続き三菱UFJ信託銀行の全国本支店でお支払いいたします。

# 株主総会開催場所ご案内図



株式会社 日本触媒

